

## Creative Heritage Management and Utilization and Tourism in Preservation Districts of Groups of Historic Buildings : Universal Endogenous Tourism and three perspective of the Heritage Management and Utilization

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-04-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 江面, 嗣人 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15021/00001585">https://doi.org/10.15021/00001585</a>

## 文化財の創造的活用と伝統的建造物群保存地区における観光 普遍的内発性及び三つの次元からみた文化財の活用と観光

江面 嗣人  
文化庁

**Creative Heritage Management and Utilization and Tourism  
in Preservation Districts of Groups of Historic Buildings**  
Universal Endogenous Tourism and three perspective of the Heritage Management and Utilization  
**Tsuguto Ezura**  
Agency for Cultural Affairs

文化財保護の分野から、文化財の活用に関しての検討の歴史は決して長くはなく、文化財の保護と観光の関係の検討についても同様である。文化財の活用については徐々に検討が進められているが未だ不十分である。本稿は、伝統的建造物群保存地区を中心に文化財保護における活用の意義及び文化財の活用と観光との関係について考察したもので、文化財の活用の意義は人の精神的な向上にあると考え、その意義を踏まえたとづくりやまちづくりに役立つ活用を「創造的活用」とし、それによる質の高い観光の活用について考察したものである。特に伝統的建造物群保存地区の保存のためには「普遍的内発性」による観光が必要であり、また、構造的・景観的・文化的な三つの次元からの価値の分析が必要であり、中でも特に、地区内の文化的な価値の検討と充実が重要なことについて説明した。

The investigation regarding heritage management and utilization does not have a long history. In addition, until this point, the studies on the relationship between heritage management and tourism have not been adequately examined.

In this paper, the author first tries to clarify the significance of heritage management and utilization in the field of cultural properties, especially with regard to Preservation Districts of Groups of Historic Buildings (hereinafter referred to as PDGHB).

Secondly, focusing on mental growth in human beings, the author attempts to examine the relationship between heritage management and tourism, introducing the notion of Creative Heritage Management and Utilization and analyzing PDGHB through three perspectives (structure, scenery and culture).

Through this paper, the author concludes that the protection of PDGHB crucially requires a cultural perspective and universal endogenous tourism at the present time, which is closely related to the host community based on local identity and a movement of autonomous activities.

1 はじめに	4.3 伝建地区における文化財の活用と観光
2 文化財の活用	5 「普遍的内発性」による観光（普遍内発的観光）
2.1 文化財活用の経緯について	5.1 観光における地域の個性と多様性の中の調和
2.2 文化財活用の意義と「創造的活用」	5.2 普遍的内発性による観光について
3 文化財の活用と観光	6 三つの次元からみた文化財の創造的活用と観光
3.1 これまでの文化財の保護と観光	6.1 三つの次元について
3.2 文化財保護に観光を活用することの意義	6.2 三つの次元からみた文化財の創造的活用と観光
4 伝統的建造物群保存地区の制度と観光	
4.1 伝建制度の概要と重要伝統的建造物群保存地区	
4.2 伝統的建造物群保存地区制度の特徴	

\* key words: heritage management and utilization, significance of heritage management, tourism, preservation districts for groups of historic buildings, universal endogenous tourism, analysis on three perspective

\* キーワード：文化財の活用、活用の意義、観光、伝統的建造物群保存地区、普遍内発的観光、三つの次元からの分析

## 1 はじめに

現在、文化財保護の分野においては、文化財の保存と活用の両者がごく自然に受け入れられる状況になりつつあるが、文化財の行政側からの活用に関する取組みの歴史は決して長くない。昭和25年（1950）、文化財保護法（以下、保護法）が制定され、その冒頭に文化財の保護の目的として「保存と活用」が掲げられた<sup>1)</sup>。しかしながら、保護法の中に「活用」についての説明はほとんど認められず、それに関係した言葉としては「公開」がみられるだけで、保護法における文化財の活用の意味については不詳であると云わざるを得ない。

明治30年（1897）に文化財の指定等の制度が始まり<sup>2)</sup>、その後に社寺を中心に文化財建造物の保存による修理が始まり、保存修理の方法については修理報告書が作られるなど<sup>3)</sup>、今日まで100年以上に亘って文化財建造物の保存修理についての知識や経験が蓄積されてきた。現在は日本の木造建築物の修理技術の水準は世界的にも高く評価され、文化財建造物の保存は学問的な一分野として認められるまでになっている。

しかし、その保存と並行して進められるべき活用については、これまで十分な検討や研究がなされてこなかったと云わざるを得ない<sup>4)</sup>。修理の現場でも保存が主として検討され、活用についての検討が進められるようになったのはごく近年のことである<sup>5)</sup>。

従って、観光についても同様であり、文化財（文化遺産）関係の研究者や専門家の側から、文化財と観光の関係や文化財の保護における観光の意義等は十分な検討がなされ

ていないし、勿論、観光の専門家の側からも同様である<sup>6)</sup>。多くの観光地には文化財が存在し、観光に歴史的建造物を初めとする文化財が利用されていることは少なくない。その利用が、文化財の保護の理念と目的に適ったものであれば、観光は文化財の活用の一部を担うものとして積極的に認めることも考えられる。しかし、一般的には文化財の保存と観光は目的を異にするという考え方が大勢を占め、どちらの側からも十分な検討が進められて来なかったのが実状であり、二者の関係は十分に整理がされていないというのが現状であろう。

今後、文化財の活用については、文化財の専門分野から十分な検討がなされる必要があると考えるが、その為には活用の重要な要素の一つとして、観光の検討は不可欠であるとする。文化財の活用が真剣に議論されるようになった今日、観光は文化財の活用における重要な課題の一つであり、文化財保護を充実するためにも文化財の活用と観光の関係については十分検討する必要があると考える。

現在、全国の伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区）への観光客は年間約2000万人を超えるとも云われており、伝建地区等の歴史的な環境に対して注目が高まっているが、観光化については課題を抱えている地区が少なくない。特に、観光化が進む伝建地区においては、多くの住民は、文化財としての伝建地区の保存と観光は相容れない関係であると考え、観光に対して違和感を抱きつつも現実には観光化を進めるなど、相矛盾した行為が多く認められる。行政も課題を認識しつつも経済的な理由により多くは静観する姿勢をとり、伝建地区の保存と観光の関係は不幸な状況が続いて来ていると云える。自己制御の効かない観光化に対して大きな問題をかかえている地区もあり、伝建地区の観光化については文化財としての保存及び観光の意義、目的を見直し、明確な方針が必要である。

以下には、上記の課題を中心に、文化財の保存、活用及び観光の意義、目的を再確認し、文化財の活用及び文化財の保護（保存と活用）と観光の関係について検討し、伝建地区の制度の特徴とそれを反映した観光のあり方について考察したい。また、文化財の活用及びそのための観光の活用に必要な考え方について整理し、歴史的保存を進める各地に、今後に必要な考え方と理念と指針について提言を述べることにしたい。

## 2 文化財の活用

### 2.1 文化財活用の経緯について

先に記したように、文化財保護の分野では、保存のための制度と技術<sup>7)</sup>については多くの拡充がなされてきたが、活用については、現保護法成立以後においてもその制度における充実はみられず、行政による検討もごく最近までほとんどなされて来なかったと云える。従って、日本における文化財の活用についての検討は未だ不十分な状況にあ

ると云わざるを得ず、今後はその更なる充実が強く望まれる。以下には、文化財の活用が大きく取り上げられるに至るまでの文化財建造物の保護の充実の過程等について概説し、次に保護法における活用の意味について私見を述べることにしたい。

現在の保護法の目的には保存と活用が掲げられ、文化財の保護は保存と活用の両立をもって実現されることが示された。旧法におけるように保存物件が社寺中心であった時期には、特に活用を考える必要はなく、これまでの有形文化財の制度の充実と保護対象の拡大の歴史は、保存の面に偏って進められて来たと云える。その最大の理由は、有形文化財がその性格上、一旦破損するなどして失えば二度と同じ物を取り戻すことができないという性格をもち、特に建造物においては、十分な保存の措置が確立されるまでは、活用の追求が避けられる傾向にあったと云える。従って、これまで、活用についての努力が不足していたというよりは、文化財保護の分野において、活用を十分追求する状況が整っていなかったとみるのが妥当であると考えられる。しかし、近年に至ってその状況は変化し、文化財の修理技術者の確保と育成が進み<sup>8)</sup>、全国に専門の建造物修理の技術者を配置できるまでの状況となり、文化財建造物の修理体制も一応は整うなど<sup>9)</sup>、修理の手法も蓄積がなされ確立されつつあり、保存の措置は整ってきたと云える。

現在では、文化財保護における活用が、保存と共に重要であることは全国の市町村教育委員会等に周知されるまでになっているが、文化庁で、特に建造物の活用がしっかりと検討されるようになったのは、比較的新しく、平成に入ってからのことである<sup>10)</sup>。昭和50年前後から近代の文化財建造物の保存が注目され<sup>11)</sup>、平成8年(1996)には建造物の分野において登録有形文化財の制度が発足する。この登録有形文化財の制度は文化財の指定制度を補完する制度で、登録建造物の使用を積極的に認め、大きな規制を設けず、活用に重点が置かれた制度であると云える<sup>12)</sup>。その制度が確立される過程において、近代の歴史的建造物が果たした役割は大きく、当初は近代の建築物を中心に登録することが主たる目的とされた。近代の歴史的建造物は当時評価を得る以前に取り壊されるという状況にあり、その保存の手段として、規模や立地条件の良さなどから、用途を変更して建造物を使用することを前提に保存を図る方法が緊急避難的に採られるようになった。そのような緊急避難的な保存のための措置を「活用」と称するようになり、現在では文化財建造物の活用は、この歴史的建造物の用途を変更するなどによって、建物を使うことを活用とする考え方が一般化している。従って、文化財建造物の活用は、保護法等の保存と活用の意味を検討する中から導き出されてきたというより、使用を求められる(使用しなければ残せない)近代建築の保存という、昭和50年前後の時代的背景から具体化された方法であったと云えよう。この方法は、同じ時期に近代建築の指定が全国で進められる中で全国的に認められるものとなり、定着していった。このことは、文化財の活用という視点を全国に広めるという意味では大きな役割を果たしたと考

えられるが、一方でそのために活用の十分な意味の追求がなされる機会を失って来たとも考えられる。

平成8年の12月に文化庁により「文化財建造物の活用についての基本的な考え方」<sup>13)</sup>がまとめられ、「保存と活用は文化財保護の重要な柱」であることが示され、「文化財（建造物）が価値あるものとして後世に伝えるべきものであることについて理解を広げ、深めるためには、文化財（建造物）の保存とともに活用を適切に進めることが大切である」と活用の意義についても若干ふれられているが、活用の意味（意義）については明確ではない。活用の手法や留意点などについては書かれているが、今後必要となると考えられる、なぜ活用が必要かについての説明は不十分な状況である。勿論文化庁では、活用の手法等について説明の努力を継続しているが<sup>14)</sup>、この活用の方法等は未だ十分に学術的検討及び研究がなされているわけではなく、保存のように体系的な学問として蓄積が進んでいるわけではない。今後はその蓄積が望まれ、保存と活用が車の両輪のごとく充実され文化財建造物の保護の進展が望まれる。特に、文化財の保存がなぜ必要なのかは更に十分に検討していく必要があるが、文化財の保存の意義も活用の意義も基本的には同じであるはずであり、活用の方がより直接的に人に価値をもたらす行為と考えられ、活用の意味（意義）が明らかにされることによって保存の意義も更に明確になるものと考えられる。

## 2.2 文化財活用の意義と「創造的活用」

従って、文化財の保護を充実するために、特に文化財の活用の意味（意義）を考察することは重要であると考えられる。以下には、今後更に重要性を増すと考えられる活用の意味について考えてみたいがこれまでに十分な同様の論考がなく、試論とはなるが、あえて私見を交えて考察を試みたい<sup>15)</sup>。

文化財の活用の意義を考えるに当たって参考となるのは、先に記した文化財保護法の目的の条項である。保護法にはその目的として文化財の「保存」と「活用」が書かれ、「もって、国民の文化的向上に資する」とある。この「国民の文化的向上」に文化財活用の意味を見い出すことが可能であると筆者は考えるものである。すなわち、「文化的向上」とは物心両面について考えられるが、筆者が特に重視したいと考えるのは心的な領域、つまり心的な向上についてである。物的な文化財の充実等によって文化的な向上がなされても、心的な向上につながらなければ本来の役割を果たすことにはならないと考えられる。また、この「文化的向上」の前に「国民の」とあることにも筆者は意義を認めるものである。ただ抽象的な日本等ではなく、国民という人を対象としていることによって、より心的向上を意図するものになっていると考えられる。

文化的向上とは、物の質的向上や生活の向上等をも含むものであると考えられるが、文学や音楽、芸能、絵画などの芸術がそうであるのと同じように、基本的には人の「精

精神的な向上」でなければならないと考える。芸術は美を堪能したり、心を豊かにするなどの役割と意義があると考えられるが、芸術家本人の生涯や作品の思想性を考えると、優れた芸術には、そこに込められた思想に高度な精神性が認められると考えられる。芸術の意義はその作品によって、その高度な精神性を表現することであり、作品を通して人に精神的な向上をもたらすことであると考えられる。優れた文化財は芸術の一つとも考えられ、高度な技術と経験によって作られた文化財も同様の意義があると考えられる。従って、文化財の活用とは、この精神的な向上に文化財を活かす行為のことを意味すると筆者は考えるものである。そして、筆者は、この国民の精神的な向上とは、自国の文化を理解し、その文化に対して誇りを持ち、日本人としてのアイデンティティを確立することなどであると考えているが、人間への深い理解と自らの生への自覚をもたらすことなどを意味すると考える。このように考えると、文化財は、単なる伝えるべき物としての存在だけではなく、この人間の精神的な向上のための重大な社会的役割を果たすことができ、文化財による国民の高度な精神性の育成と獲得を可能にする現代的な重大な役割があると考えられることができる。

さて、この文化財の活用による高度な精神性の獲得は、以下のようになされると考えられる。活用の初期の段階においては、まず文化財に接し、その価値を享受する機会を得ること。この機会を通して人は文化財のもつ価値を理解し、享受する入り口に立つことができると考えられる。重要なのは、更に、これを学び理解を深めることによって、自国の文化に対しての誇りや、日本人としてのアイデンティティの確立等に発展し、更に、自己と環境の認識へ進み、その蓄積は高度な精神性の育成と獲得へとつながると考えられる。その獲得はそこで活用の目的を終えることなく、新たな価値創造への心的要因へと発展していくことが望まれる。

また、文化的向上は、文化財の価値を享受する能力を養うこと、ものの価値判断の能力を養うことでもあるとも考えられる。すなわち、多くの高い水準にある文化財に接することによって、文化財を通して、ものを観る能力を育成し、人の価値観の向上を促し、それが新たな価値創造へと展開する創作・創造への精神的な力（創造力）を養うことでもあると考えられる。文化財による新たな価値創造とは、この精神的な力と高度な精神性の表現であり、その能力の育成であると云えよう。このように考えると、文化財の活用とは文化財を通じたひとつづくりであると考えられることもできよう。

以上のように、筆者は、保護法における活用とは、文化財による文化の理解を通して人の文化的、精神的な向上と高度な精神性の獲得による人の人格の形成にも寄与するひとつづくり、創造力をもつひとつづくりを意味すると考えるものである。この人の高度な精神性に関わるひとつづくりを明確に意識した活用を以下特に「創造的活用」<sup>16)</sup>と呼ぶことにしたい。

この、文化財の創造的活用には、人の文化的、精神的な向上を目指して、文化財と

人とを引き合わせる作業が不可欠であり、特に、まず人が文化財を意識する又は認知する機会を作ることが重要となる。そのためには、文化財の在る状況を受け入れやすい状態に整備し、分かりやすく理解できる状況を整えるなど、文化財と人の内外の状況を整えることのできる恒常的な体制が必要である。人の内的状況を含めてこれを実現できるのは「教育」の領域であり、すなわち文化財の活用にとっては、教育の体制が不可欠であると考えられる。文化財の活用（保護）がひとつづりにつながって行くのなら、これは教育の領域の仕事であろう。また、その教育は決して学校教育のみを意味するのではなく、日常の生活の中に築かれるものであり、日常の生活における民間による教育体制も重要となるであろう。

やや情緒的な説明となるが、人が本来の意味で文化財と出会うということは、文化財を観ることによってその技術や芸術性の高さなどに心を動かされ明確に文化財を認識することであり、一般的な言葉で云えば感動することであると考えられる。すべての感動が人の成長においては重要な役割を果たすと考えられるが、重要なのは、当初の単なる感覚的な感動ではなく、より高度な歴史や文化などの意味や物との関係の中で築かれる「こと」（後に記す第三の次元）の理解によってもたらされる感動であると考えられる。中でも特に、地域の歴史など自分との関係における体験を伴った「こと」の理解による感動が重要であると考えられる。この「こと」の理解こそ自己の文化の理解であり、人の理解と自覚にとって貴重であると考えられる。教育の領域においても、後に記すように、より理解しにくいこの「こと」の理解を可能にする教育が必要であるが、感動を伴った「こと」の理解は単なる知識の領域ではなく、創造的な感動であって、体験を通じた育成（そだてること）が必要であると考えられる。その育成の延長上に人間の自覚と尊敬心が生まれ、文化財の創造的活用によって人にとって必要な人間の理解と自覚の獲得の可能性を追求できる機会が生まれるものと考えられる。

保護法には「重要文化財の修理は、所有者が行うものとする（法第34条の二）」とあるように、文化財の保存は所有者の主体性を前提としている。この条文は、所有者に保存の義務を負わせ、国等が責任を逃れるためにあるのではなく、他の条文において修理等に対しての補助の制度を設けていることなどからも、保護法が保存の意義を所有者に与え、所有者がそれを享受することを目指した制度であると理解できる。従って、活用の意義も主体者である所有者や彼らによって構成される住民の主体的享受が望まれ、彼らの主体的な文化財の活用の活動が望まれる。地方分権が進み、地方の自己責任が望まれる社会となれば、自ら考えることのできる意識の高い人材を地域内に育成することが必要であり、文化財の創造的活用はこの点においてもその効力を発揮できるものと考えられる。従って、そのような人材の育成の場が必要であり、その場における保存と活用の意義を理解した住民等によって構成されるNPOや、行政と民間の間で調整役を果たす文化財の専門家などの参入と活躍も望まれ、文化財の活用を進める上でこのような人



の育成とその体制作りが極めて重要であると考えられる<sup>17)</sup>。ゆえに、また、その現場となる文化財の存在が重要となるのである。

### 3 文化財の活用と観光

#### 3.1 これまでの文化財の保護と観光

前述したように、文化財の保存と観光は、これまで一般的には異なった目的と性格をもち、両立のできないものと考えられることが多く、両者の関係については十分な検討と整理がなされて来なかったと云える。文化財の側からは、近年までは活用を積極的に進める状況になく、観光化によって文化財の価値を減じる行為も多くみられ、従って、積極的に観光を進めることもなく、特に文化財を単なる見せ物にして経済的な手段とするような観光は異質の目的をもつとの考え方が支配的であった。また、観光の側からも、文化財建造物等を観光に利用するケースが多くみられるものの、文化財に対する無理解から、観光の側からの考え方によって文化財を利用する行為が目立ち、観光という行為の中で、文化財保護の目的を理解し追求するという考え方はほとんど認められなかったと云える。一般的には、文化財保存の不明瞭であるがどこか高尚な目的意識と観光のもつ経済的な効果を追求する世俗的な側面によって、二者の目的は乖離したものとなり、不幸にも、両者の価値的な利用、すなわち活用は十分に検討される機会を失ってきた。

しかしながら、文化財の存在する地域では、観光のもつ経済的な効果によって地域の活性化に文化財を役立てたいとする考え方は依然として根強く存在し、文化財と観光の関係の十分な検討のないまま、観光化が進められていることが多く認められた。地方の小規模な市町村では、際立った産業がほとんど無いことも少なくなく、観光が唯一の収入源である地域もあり、このような地域は存続のために観光に頼らざるを得ない状況にあるといえる。文化財が地域の活性化のために役立つのであれば、文化財の保護の目的や保存のあり方を理解して活用の一手段として観光化を進めることは基本的には問題ではないという考え方が成り立つ。しかし、一般的には、文化財についての十分な知識がなく、文化財の活用の意義が分からず、観光化によって混乱の状況を招いている地域もあり、両者の関係を明確に示した考え方と思想が必要である。従って、文化財の保存と観光の両者の目的を明確にし、両者の関係を整理し、共に創造的に活用できる道を模索すべきであろう。

#### 3.2 文化財保護に観光を活用することの意義

文化財の活用の意義については前章で私見を交えて検討した。観光については、筆者は専門としないが、以下のように考える。観光の語源は、中国の四書五經の一つであ

る「易経」に「観國之光 利用賓于王」とあり、この「観國之光」であるとされる。「國の光を観る」とは國の「価値あるもの」を観ることを意味すると考えられ、王たる者の役目であり、この一文から國の価値あるものを認識することに観光の主たる目的があると理解できる。「観る」という行為には「真実をしっかりと理解する」という意義が込められていると考えられ、従って、本来の観光とは「國の光である価値あるものの真実の姿をしっかりと観て理解する」ことを意味すると考えられる。この意は、國である地域の外に価値あるものを「観（見）」せていくことをも含むものと考えられる。

本来の観光が以上のような意味又は意義をもつものであるなら、観光の目的は先に説明して来た文化財保護の活用の目的と相通じるところがあると考えられる。観光の「観」せる対象を文化財とするなら、本来の観光は文化財の価値を理解させる行為として考えることも可能であり、前章で説明をした保護法における活用の本来の目的と同等の意義をもつと考えられる。

また、これまで検討してきたように、文化財が価値あるもので、それに一人でも多くの人が接するための機会を作り享受する機会を作ることが望まれるなら、観光に付随した交通手段や集客力、ネットワークなどを利用して、勿論しっかりと制御の下に、より多くの人が文化財に触れる機会を作ること、文化財の保護にとっても有効な手段であると考えられる。すなわち、文化財の活用手段の一つとして観光を利用することには大きな可能性が認められ、観光を文化財の保護に活用していくことは文化財の保護にとっても意義ある方法であると考えられる。

しかし、勿論、ここで注意しなければならないのは、文化財保護の立場からは、観光を文化財の活用に役立てるのであり、文化財を利用して単なる観光を進めることではない。これまでの多くの場合、経済的な効果を優先し、主客転倒して文化財を利用した観光が進められることが少なくなかった。この結果、マスツーリズムに代表されるように、集客が主たる目的となり、その結果文化財の価値を損ねる行為が多くみられた。文化財を理解し本物を活用することではなく、きれいに見えることや便利であることが優先され、時間的、経済的な効率が追求されることが多かったといえる。観光の方法を調整し工夫するのではなく、文化財を変更し、本来あるべき姿と異なる状況を作り出し、結果として文化財の価値を大きく損ねることが多く行われてきた。例えば、文化財建造物に目立つ看板を付けたり、建物の一部を変更して受付を造ったり、また、道路を美化したり、その例は枚挙に遑がない。損ねることも復旧のできる範囲の変更であれば良いが、文化財は一旦その価値を損ねると二度と元にもどす（復する）ことができない。観光のために変更を余儀なくされた文化財は、小規模なものであっても、文化財を変えてもよいという考え方が主導となり、観光からの要求によってその範囲は拡大され、徐々に文化財の価値を枯渇させていくことになる。一般にその価値の減少は見えにくく、徐々に本物であること（オーセンティシティ）を失っていき、気づいた時には取り

返しのつかない状況となっていることが多い。文化財は消費しては残らない。唯一で価値ある物は本物として時代を超えて残さなくてはならない。そうでなければ文化財を利用して進める観光も、結果として持続できない。時代を超えてできるだけ多くの人が価値を享受する機会を失ってはならず、文化財という文化的な資源を枯渇させない持続可能な観光が必要である。

また、観光の分野においては、これまで学識的な調査研究が進み、蓄積がみられる。実際の観光を活用するばかりでなく、この学問の研究対象として進んでいる観光の分野を通して、文化財の活用とその可能性を見直すことも必要であろう。今後、文化財の活用を積極的に進めるためには、文化財の保存・活用と観光との関係について学問的な検討と研究が必要であると考えている。

## 4 伝統的建造物群保存地区の制度と観光

文化財と観光の関係を考える上で、現在特にその関係の整理が必要なのは、国の伝統的建造物群保存地区（伝建地区）であると考えられる。伝建地区は一般の居住地であり、総務省によって過疎地域に定められている所もあり、その地域の存続のためにも、また、伝建地区の活用のためにも伝建地区の観光化は避けて通れない課題となっている。

以下には、この制度の概要と特質等について説明し、伝建地区の観光化について検討し、伝建地区と観光の今後の必要な関係について考えてみたい。

### 4.1 伝建制度の概要と重要伝統的建造物群保存地区

伝建地区の制度は、昭和50年の文化財保護法の改正時に創設され、現在（平成16年末）29年目を迎えている。歴史的な景観等を形成している集落や町並みなどの伝統的な建造物群及びこれと一体をなして価値を形成している環境を、市町村自らが伝建地区を定めて保存しようとする制度で、四半世紀に亘り、文化財保護制度の一つとして着実にその社会的責務を果たしてきた。地区の保存は市町村やその住民を主体として運営され、住民の生活を尊重するなど、保護法の中でも特色ある制度として、また、歴史的に価値ある集落や町並みを活かしたまちづくりの実効力のある制度として、今日では社会的に高い評価を得ている。

法的には、「伝統的建造物群」を「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」として、文化財の一つとして定義し、これと一体をなしてその価値を形成している環境と共に保存するために、市町村が「伝統的建造物群保存地区」を定めて保存しようとする制度である。

市町村は、条例で保存地区内の歴史的建造物等の現状変更の規制について定めるほ

表 重要伝統的建造物群保存地区一覧 (平成16年9月現在)

番号	道府県名	地区名称	種別	選定年月日	選定基準	面積 (ha)
1	北海道	函館市元町末広町	港町	平 1. 4.21	(三)	14.5
2	青森	弘前市仲町	武家町	昭53. 5.31	(二)	10.6
3	岩手	金ヶ崎町城内諏訪小路	武家町	平13. 6.15	(二)	34.8
4	秋田	角館町角館	武家町	昭51. 9. 4	(二)	6.9
5	福島	下郷町大内宿	宿場町	昭56. 4.18	(三)	11.3
6	埼玉	川越市川越	商家町	平11.12. 1	(一)	7.8
7	千葉	佐原市佐原	商家町	平 8.12.10	(三)	7.1
8	新潟	小木町宿根木	港町	平 3. 4.30	(三)	28.5
9	富山	高岡市山町筋	商家町	平12.12. 4	(一)	5.5
10	富山	平村相倉	山村集落	平 6.12.21	(三)	18.0
11	富山	上平村菅沼	山村集落	平 6.12.21	(三)	4.4
12	石川	金沢市東山ひがし	茶屋町	平 3.11.14	(一)	1.8
13	福井	上中町熊川宿	宿場町	平 8. 7. 9	(三)	10.8
14	山梨	早川町赤沢	山村・講中宿	平 5. 7.14	(三)	25.6
15	長野	東部町海野宿	宿場・養蚕町	昭62. 4.28	(一)	13.2
16	長野	南木曾町妻籠宿	宿場町	昭51. 9. 4	(三)	1245.4
17	長野	楢川村奈良井	宿場町	昭53. 5.31	(三)	17.6
18	長野	白馬村青鬼	山村集落	平12.12. 4	(三)	59.7
19	岐阜	高山市三町	商家町	昭54. 2. 3	(一)	4.4
20	岐阜	高山市下二之町大新町	商家町	平 6. 7. 6	(一)	6.6
21	岐阜	美濃市美濃町	商家町	平11. 5.13	(一)	9.3
22	岐阜	岩村町岩村本通り	商家町	平10. 4.17	(三)	14.6
23	岐阜	白川村荻町	山村集落	昭51. 9. 4	(三)	45.6
24	三重	関町関宿	宿場町	昭 9.12.10	(三)	25.0
25	滋賀	大津市坂本	里坊群・門前町	平 9.10.31	(三)	28.7
26	滋賀	近江八幡市八幡	商家町	平 3. 4.30	(一)	13.1
27	滋賀	五個荘町金堂	農村集落	平 .12.25	(三)	32.3
28	京都	京都市上賀茂	社家町	昭 3.12.16	(三)	2.7
29	京都	京都市産寧坂	門前町	昭51. 9. 4	(三)	8.2
30	京都	京都市祇園新橋	茶屋町	昭51. 9. 4	(一)	1.4
31	京都	京都市嵯峨鳥居本	門前町	昭54. 5.21	(三)	2.6
32	京都	美山町北	山村集落	平 5.12. 8	(三)	127.5
33	大阪	富田林市富田林	寺内町・在郷町	平 9.10.31	(一)	11.2
34	兵庫	神戸市北野町山本通	港町	昭55. 4.10	(一)	9.3
35	奈良	橿原市今井町	寺内町・在郷町	平 5.12. 8	(一)	17.4
36	鳥取	倉吉市打吹玉川	商家町	平 .12.25	(一)	4.7
37	鳥根	大田市大森銀山	鉱山町	昭62.12. 5	(三)	32.8
38	鳥根	温泉津町温泉津	港町・温泉町	平 6. 7. 6	(二)	33.7
39	岡山	倉敷市倉敷川畔	商家町	昭54. 5.21	(一)	15.0
40	岡山	成羽町吹屋	鉱山町	昭52. 5.18	(三)	6.4
41	広島	竹原市竹原地区	製塩町	昭 7.12.16	(一)	5.0
42	広島	豊町御手洗	港町	平 6. 7. 4	(二)	6.9
43	山口	萩市堀内地区	武家町	昭51. 9. 4	(二)	77.4
44	山口	萩市平安古地区	武家町	昭51. 9. 4	(二)	4.0
45	山口	萩市浜崎	港町	平 3.11.14	(二)	10.3
46	山口	柳井市古市金屋	商家町	昭 9.12.10	(一)	1.7
47	徳島	脇町南町	商家町	昭 3.12.16	(一)	5.3
48	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	港町	昭60. 4.13	(三)	13.1
49	愛媛	内子町八日市護国	製蠶町	昭57. 4.17	(三)	3.5
50	高知	室戸市吉良川町	在郷町	平 9.10.31	(一)	18.3
51	福岡	甘木市秋月	城下町	平10. 4.17	(二)	58.6
52	福岡	八女市八女福島	商家町	平14. 5.23	(二)	19.8
53	福岡	吉井町筑後吉井	在郷町	平 8.12.10	(三)	20.7
54	佐賀	有田町有田内山	製磁町	平 3. 4.30	(三)	15.9
55	長崎	長崎市東山手	港町	平 3. 4.30	(二)	7.5
56	長崎	長崎市南山手	港町	平 3. 4.30	(二)	17.0
57	宮崎	日南市飫肥	武家町	昭52. 5.18	(二)	19.8
58	宮崎	日向市美々津	港町	昭61.12. 8	(二)	7.2
59	宮崎	椎葉村十根川	山村集落	平 .12.25	(三)	39.9
60	鹿児島	出水市出水麓	武家町	平 7.12.26	(二)	43.8
61	鹿児島	知覧町知覧	武家町	昭 6.11.30	(二)	18.6
62	鹿児島	入来町入来麓	武家町	平 5.12.25	(二)	19.2
63	沖縄	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	平12. 5.25	(三)	21.4
64	沖縄	竹富町竹富島	島の農村集落	昭62. 4.28	(三)	38.3
		合計35道府県57市町村64地区	2,469.2ha			

重要伝統的建造物群保存地区以外の伝統的建造物群保存地区

智頭町板井原伝統的建造物群保存地区  
(鳥取県智頭町, 平成12年1月1日条例制定, 平成13年10月18日地区決定)

金沢市主計伝統的建造物群保存地区  
(石川県金沢市, 昭和52年3月28日条例制定, 平成15年4月1日地区決定)

日田市豆田町伝統的建造物群保存地区  
(大分県日田市, 平成15年9月25日条例制定, 平成16年7月15日地区決定)

篠山市篠山伝統的建造物保存地区  
(兵庫県篠山市, 平成15年7月1日条例制定, 平成16年7月30日地区決定)

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| 1 函館市北町末広町 (函町 北海道)   | 33 豊田村市豊田林 (赤内町 大館)    |
| 2 弘前市神町 (武蔵町 青森)      | 34 津軽市北野町山本通 (津町 武庫)   |
| 3 青々崎町城内諏訪小路 (武蔵町 青森) | 35 糠谷市今井町 (赤内町 奥羽)     |
| 4 青森町角屋 (武蔵町 秋田)      | 36 青森市打立玉川 (青森町 奥羽)    |
| 5 下郷町大内宿 (宮城町 福島)     | 37 大田市大森御山 (飯山町 奥羽)    |
| 6 川越市川越 (宮城町 埼玉)      | 38 湯原町の湯原津 (津町・湯原町 奥羽) |
| 7 佐原市佐原 (宮城町 千葉)      | 39 青森市若狭川畔 (宮城町 阿比)    |
| 8 小寺町御橋本 (津町 新潟)      | 40 成田町吹屋 (飯山町 阿比)      |
| 9 高田市山形通 (宮城町 富山)     | 41 竹原市竹原地区 (宮城町 新潟)    |
| 10 平村町森 (山村集落 富山)     | 42 豊町御平洗 (津町 広島)       |
| 11 上平村菅田 (山村集落 富山)    | 43 福市堀内地区 (武蔵町 山口)     |
| 12 赤川市富山むかし (高田町 石川)  | 44 福市平安吉地区 (武蔵町 山口)    |
| 13 上中町御川屋 (宮城町 福井)    | 45 福市宮崎 (津町 山口)        |
| 14 翠川町赤沢 (関中町 山梨)     | 46 福井市古吉赤坂 (宮城町 山口)    |
| 15 東部町海野宿 (宮城町 長野)    | 47 福地町町 (宮城町 徳島)       |
| 16 西本貫町曹懸宿 (宮城町 長野)   | 48 丸亀市堀本島町宮島 (津町 香川)   |
| 17 横川町高井井 (宮城町 長野)    | 49 内子町八日市通 (飯山町 徳島)    |
| 18 白鳥村青茂 (山村集落 長野)    | 50 高野市高野川町 (飯山町 高知)    |
| 19 高山市三町 (宮城町 岐阜)     | 51 甘木市秋丹 (城下町 福岡)      |
| 20 高山市三之町大船町 (宮城町 岐阜) | 52 八女市八女橋島 (宮城町 福岡)    |
| 21 高瀬市高瀬町 (宮城町 岐阜)    | 53 吉井町筑後吉井 (佐藤町 福岡)    |
| 22 新井町吉村幸通寺 (宮城町 岐阜)  | 54 新田町新田内山 (飯山町 佐賀)    |
| 23 白川村新野 (山村集落 岐阜)    | 55 高橋市富山平 (津町 長崎)      |
| 24 美町新野 (宮城町 三重)      | 56 高橋市富山平 (津町 長崎)      |
| 25 大津市福来 (門前町 滋賀)     | 57 日南市新野 (武蔵町 宮崎)      |
| 26 近江八幡市八幡 (宮城町 滋賀)   | 58 日南市高平津 (津町 宮崎)      |
| 27 五箇町御金堂 (山村集落 滋賀)   | 59 穂原村十軒川 (山村集落 宮崎)    |
| 28 京都市上賀茂 (北条町 京都)    | 60 赤木町赤木通 (武蔵町 鹿児島)    |
| 29 京都市高瀬町 (門前町 京都)    | 61 入来町入来通 (武蔵町 鹿児島)    |
| 30 京都市筑前橋本 (京屋町 京都)   | 62 知覧町知覧 (武蔵町 鹿児島)     |
| 31 京都市嵯峨島本 (門前町 京都)   | 63 鹿児島村鹿児島島 (山村集落 沖縄)  |
| 32 奥山町北 (山村集落 京都)     | 64 竹原町竹原島 (山村集落 沖縄)    |



図 重要伝統的建造物群保存地区一覧 (平成16年9月現在)

か、保存のために必要な事項について定める。条例または都市計画によって保存地区の範囲を決定し、保存地区の整備のための保存計画を策定し、この保存計画には修理事業等を行なう所有者に市町村が助成するための規則である補助金要項が含まれる。国（文化庁）は伝建地区の保存に関し、必要な指導、助言をすることができる。

文部科学大臣は、市町村の申出に基づき、我が国にとって価値が特に高い伝建地区を「重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区）」に選定することができ、伝建地区が重伝建地区になった場合は、国は当該市町村に対して修理費等の経費の一部を補助することができる。

この制度は、後述するように、文化財としての地区保存と住民生活の維持を両立して行おうとする制度であり、伝建地区における現状変更の規制は、建物等の外観の規制であって、住民の現代生活を保障するため、基本的には内部の規制は行なわない。規制は歴史的な建造物及びそれと一体となる樹木や庭や川などの環境について行なわれ、また、新築や改築等についても、歴史的な景観と調和したデザインが求められ、規制の対象となる。

保存計画には、保存地区と保存建築物等の歴史的特徴、保存すべき物件の特定（保存台帳に記載）、保存すべき物件の修理整備計画、地区内管理施設や設備並びに環境の整備等、また、先に記した整備に対する助成措置などが定められる。

制度創設の翌年、昭和51年9月には第1回の重伝建地区に、計7地区が選定された。その後、重伝建地区は順調に増加し、毎年平均2地区が新たに加わり、平成16年11月現在では、56市町村64地区となっている（表1、図1 参照）。

市町村に対する国の補助事業は、保存対策調査事業、修理事業、防災事業、買上げ事業などが行われる。昭和51年度は地区選定後直ちに修理事業が行われ、消火設備等の防災事業も行われた。選定地区の増加に伴って事業に要する国庫補助金の額も増加し、平成15年度予算では、国庫補助金額は約9億円弱となった。また、平成3年度からは一般の防災事業とは別に地区全体の防災施設を完備する総合防災事業が開始され、これにより現在10地区で総合防災設備が完成している。

## 4.2 伝統的建造物群保存地区制度の特徴

伝建地区の制度は、それまでの単体建造物の保存から文化財保護の範囲を拡大したという意味で注目されるが、その他にもユニークな点をいくつかあげることができる。伝建制度はほぼ四半世紀前にできた制度であるが、市町村に保存の主体性をもたせるなど、当時としては画期的といえる特徴をもっていると考えられ、現在でもその特徴は文化財保護の全分野の特徴の一つとしても注目することができる。以下にその特徴について概説する。

第一に、重伝建地区は、市町村が条例等で定めた伝建地区を国に申請して国が選定

を行うものであるが、伝建制度は、地区の範囲や保存計画、補助の規模や現状変更の許可などは市町村自らが決定し、市町村の自主性及び主体性をもって地区の保存を図る制度となっている点あげられる。国は必要な技術的指導と経済的支援を市町村に対して行うもので、地方分権が一般化した現代では考えられなくはないが、創設当時としては、市町村の主体性を明文化した点で画期的な制度であったと云え、主要な特徴の一つとしてあげることができる。また、地区の保存は住民の協力なしに行なえず、特に、特定物件である建造物等の特定と保存にあつては、運用上は所有者の同意をとることになっており、所有者および住民の保存への意志を確認することが必要で、住民の保存の主体的な意思の基に運用される制度である点も注目される。

第二に、市町村による伝建地区の指定は、伝建地区が都市計画内または準都市計画内であれば、都市計画に地区を定めることになっている点である。この制度が、文化庁以外の他省庁である国土交通省（旧建設省）の制度である都市計画と連携して運用されることは、単なる歴史的な遺産を残すだけの制度ではなく、現在の、また将来のまちづくりと連携した制度となっている点も特徴の一つであるといえる。

第三に、伝建地区の保存は、建造物群としての集落や町並みの保存を目的としており、建造物等の外観の保存を行うもので、内部の生活部分については規制をせず、住民の日常生活を尊重する制度となっている点である。文化財としての地区保存と住民生活の維持を両立して行おうとする制度となっている。但し、外観の保存に関係のある内部の主要建造物の保存もできる制度となっている。また、地区の保存の独自性の例として、長野県妻籠宿や福島県大内宿などの地区においては、街道から見える部屋の内部も規制及び補助の対象とし、保存を図る地区もある。

第四に、残すべき伝統的建造物以外の新築物件等については、歴史的な風致を守るために、一体性のあるデザインとするための修景事業を補助事業の一つとしている点である。この修景事業を認めた制度であることは、歴史的な風致に合ったデザインとすることを求められるが、地区内の新たな物件の建設を認め、地区全体としては地区内の変容を認めた制度となっていると云える。

### 4.3 伝建地区における文化財の活用と観光

以上のように、伝建制度における都市計画との結びつきは、その制度が単なる文化財の保存のためだけでなく、まちづくりに関係した制度であり、外観保存による生活の尊重を前提として保存を進め、地区内に住むことや伝建地区を生活する場として認める制度となっていることを示していると考えられる。保存事業にも、修理だけでなく新たな建築を認めるなどの修景の事業を認めることなどからも、地区の凍結保存を目指した制度ではなく、新たに住むための生活の場となる可能性を認め、変化と発展を認めた制度となっていることが分かる。このように、まちづくりや生活の尊重を意図している

ことは、伝建制度が本来、活用を前提とした制度となっているとも言うことができると考えられる。活用を進めながらの保存を目指した制度で、保存地区や伝統的建造物は、生活し住み続けることのできる場であることが求められていると考えられる。従って、伝建制度は、保護法の条文には明記されていないが、元来、活用を前提とした制度であると考えられ、特に、保存と活用が一体となり、住民生活の維持を通して持続可能な保存を目指した制度であると云える。

この持続可能な保存のためには、伝建地区において、住み続けるための経済的な安定が不可欠である。伝建地区においては、特に際だった産業が無いなどの経済的な安定の根拠をもたない地域もあり、地区によっては、過去には商業地区等として発展し質の良い建築物等を多く残すが、近代から現代に亘って地域の経済的な活力が失われた地域も少なくない。しかし、このような地域には、そのことが幸いして近代化などの変更が進められて来なかったために、貴重な歴史的景観が残されてきた地区が多くあるのも事実である。

このような、現在、地域に際だった生業や産業がなく、経済的に十分な支えをもたない地域が多い伝建地区にとっては、それらに代わる何らかの経済的な手段が求められる。そのためには、地域性及び個性の豊かな地域の自然や文化的な資源を活かして、地域の活性化のために活用しようとすることは極めて自然な考え方であろう。その代表的な手段が観光であり、地域の活性化のために観光に期待を寄せる住民は少なくなく、多くの住民の期待は観光による経済の活性化によって、自分達の地域に住み続けることのできる経済的な根拠を得ることにあるといえる。すなわち、多くの都市部の地域が経済の高度成長に乗じて開発を図り、個性を失い、画一的なまちづくりを行ってきたことに対して、地方の近代化されて来なかった地域は、本来の日本の個性豊かな風景を残し、十分に観光的な魅力をもつものと考えられ、観光は伝建地区にとっても活性化のための有効な手段であると考えられる。

また、伝建地区は日本の代表的な歴史的集落・町並みの代表例であり、その文化的な水準の高さを知ることのできる貴重な例証でもある。日本及び日本文化の理解の為の貴重な文化的資源であり、しかも、伝建地区は一般の庶民の住む集住地であり、庶民の文化やその生活水準を知ることのできる貴重な文化財でもある。これらの貴重な文化財の理解のために観光を活用する意義については前記したが、観光を活用することによって、より深い庶民の文化や生活レベルにおける日本の伝統文化が理解できるとすれば、観光は文化財活用の大きな手段となり得ると考えられる。さらに、伝建地区における日本文化の理解は、国内は勿論であるが海外の人々の日本の理解にとっても貴重であり、国内観光ばかりでなく、現在、日本政府が積極的に進めようとしている国際観光<sup>19)</sup>にも活用することが考えられ、その中心的な役割を果たすことのできる可能性を十分有していると考えられる<sup>20)</sup>。



ただし、前述したように、伝建地区は一般の住民の生活が営まれる居住地区であり、伝建制度は住民の生活を尊重する制度でもあり、また、市町村及び住民の主体性のもとに地区を保存する制度である。従って、伝建地区において観光を進めるに場合、特に、伝建制度の目的から逸脱することなく、住民の生活を保障し、住民の主体的な意志による観光でなければならないと考える。

さて、文化財として保存を進める伝建地区において、観光のあり方を考えるためには、伝建地区における観光の活用のための理念及び思想性が特に重要であると考えられる。以下にはこの理念等の検討のために必要となると考えられる二つの思想（考え方）について説明及び提案をすることにしたい。

## 5 「普遍的内発性」による観光（普遍内発的観光）

### 5.1 観光における地域の個性と多様性の中の調和

先に説明したように、本来の観光は国の光を観る行為であり、「観」せる行為でもあり、文化財に関わるその行為は自主的なものであり主体的な行為であることが求められた。自らの内なる光である地域の価値を「観」せることが本来の観光の目的であるべきで、一般の観光地でよくみられる地域と無関係な物を売ったり、偽物を「観」せたりすることは本来の観光とは別のものである。伝建地区における「観」せるべき光は地域の光であり、地域の生活や歴史など、地域の個性が創り出し残して来たものであるべきで、その主体者である住民が創り出した本物こそ「観」せるべき、伝えるべき光であり、本来の観光はその光によって遂行されるべきである。また、その地域を特徴づける個性としての本物の文化や自然によって作られた意識や記憶を形成するものであり、その記憶等を確認できるものでなくてはならないと考える。従って、その意識や記憶を形成できる個性と唯一性を持ち、他によって代えることが出来ない無二の地域文化（自然を含む）こそが本来の観光の資源であろう。

しかし、唯一性をもつ無二の地域文化の追求は、経済的な競争で勝ち組と負け組を作るシステムではなく、また、一人勝ちのできる構造であってはならないと考える。ナンバーワンを競い、他よりも優れていることに唯一性を見出すのではなく、個々の多様性を認め、その多様性がそれぞれの地区（文化圏）が連携した全体の体制の中で機能し、より個性を発揮し、自他共に光を放ち自他共に益することのできる方法の選択でなければならないと考える。一人勝ちの構造は日本文化の理解を広げるシステムになり得ないし、結果的に、多様性の中で意味をもつことのできる唯一性としての固有の文化の理解も不可能となる。また、他との競争はしばしば個性を歪め、本来の目的を失うことが少なくない。それぞれの多様性を認め、個性が歪められることなく、別々の地区がそれぞれの地区に共通した普遍性をもつ価値創造を目指して共同で努力し、共に豊かな個性を

発揮することが求められていると考える。従って、今後の本来の観光が求めるべきは、個々が活かされて調和し機能するシステムと体制の選択でなくてはならない。つまり、個性と唯一性を強調すると同時に、その調和を目指したシステムと体制でなければならないと考える。伝建地区における観光はこの「多様性の中の調和」を目指した体制作りが必要であると考えたものである。

また、これまで説明してきたように、伝建地区においては、特に住民の主体的な活用が必要であり、観光を活用する場合においても同様であり、外部の者が主体となって外発的に行うのではなく、住民の主体的な考えによる内発的な観光でなければならないと考える。また、観光化に翻弄され、自製の効かない観光であってはならず、自律的な観光が望まれるのは勿論であるが、そのためには、観光を文化財保護に活用するその主体的、自律的な思想性を住民がしっかりともつことが重要である。

その思想性に基づいた豊かな精神性と自律性をもった人々による自立した観光によって、今後は特に、思想性を持った新たな後継の人材を育成することが重要である。ともすると、観光等で問題を抱えた地域では、この人材の育成という自己努力を忘れて、学識経験者等の外部の者に問題の解決を求める傾向がある。外部からの意見が問題を解決する機会となることは勿論必要であるが、地方分権の世にあって今後望まれるのは、内部に問題の解決ができる自立した主体的な体制とシステムがあることで、内部に行動に結びつく原動力である人材がいることである。先に説明した教育のシステムにおいて、今、必要なのは、その体制を支える思想性をもった人材を内部に育成すること（そだてること）であると考えた。その重要な思想の一つが以下に説明する普遍内発的な観光であると考えた。

## 5.2 普遍的内発性による観光について

近年、観光の分野において、「内発的観光開発」という概念が提案され注目される<sup>19)</sup>。内発的観光開発は石森秀三によって「地域社会の人々や集団が固有の自然環境や文化遺産を持続的に活用することによって、地域主導による自律的な観光のあり方を創出する営みを意味している」「地域社会の住民が生活の質の向上を目的にして、自律的意志にもとづいて自然環境や文化遺産の持続可能な活用を図る営みである」と解説されている。

さて、筆者はこれまで説明してきたように、伝建地区にとっても、自律的、内発的な観光が必要であり、観光における住民の主体性を活かす行為が必要であることについては同様の考えをもつものである<sup>20)</sup>。しかし、伝建地区のように文化財の活用手段として観光を活用しようとする場合においては、観光が自律的、内発的な発想に基づく行為、活動であることと同時に、如何なる伝建地区における観光の行為、活動にも共通した普遍的な価値をもつ、もう一つの側面を満たすものでなくてはならないと考える。

個であれ集団であれ、自律による内発的な観光の営みは重要であると考えますが、個及び一部の集団の行為や活動だけを認める考え方であれば、時には個人主義やエゴイズムに陥る危険性を否定できない。

たとえば、時として伝建地区にもみられるように、地域の活性化を意図して始められた観光が、当初の目的である、観光をする者に文化財としての価値を享受する機会を与えるという住民の崇高な精神と意志が、経済的な利益に掻き消され、観光を行う住民の利己的な考えに取って代われ、住民のみの利益の追求に陥り、観光が文化財の保護の精神と切り離されて進められることがある。文化財の活用における観光はそうであってはならない。単なる個の利益だけの追求ではなく、内発的であると同時に個の利益を越えた普遍的な価値の追求でなくてはならないと考える。そうでなくては、個の唯一性を発揮し調和しようとする文化的な体制を築くこともできない。

すなわち、文化財による本来の観光は、内発的であると同時に、内部に文化的、精神的な向上という、個を超えて全ての個に共通した、普遍的な価値の追求を可能とするシステムと体制を併せ持つものでなくてはならないと考える。文化財による文化的向上、精神的な向上も、主観的な独りよがりの向上では意味が無く、普遍的な意味と価値をもつものでなくてはならない。国の光を「観」せる本来の観光においては、先に説明した創造的活用のような、文化財の保護に求められると考えられる普遍的な価値創造の意志と意識がなくてはならないと考える。そして、この普遍的な価値観は、自他共に益すという高度な精神性を持ち、自己制御の可能な、精神的な向上などの自己育成ができるシステムと体制によって、また、自己（住民）及び参加者（観光者）の精神的な向上を目指した意識改革のシステムによって育成され創られると考えられる。そのような内発性と普遍性を兼ね備えた観光を筆者は「普遍的な内発性による観光（普遍内発的観光）」と呼ぶことにしたい。

この普遍内発的観光においては、住民個人や集団間の多様な内発性（内発的な考え）を相互に調和させていく行為が必要であると考えます。先に説明をした「多様性の中の調和」を図る行為が望まれる。多様性だけを認める考え方はやはり個人主義的な考えに陥りやすく、それぞれの内発性が衝突することもあり、まとまりがとれず、現実的な力と成り得ない。多様な文化を認め、同時にその共存と共生を図ることが必要で、価値ある個の多様で豊かな意志の統合と調和という「多様性の中の調和」を追求することが重要である。

その実現のためには、集団及び住民組織等の内部における「対話」のシステムの確立が不可欠であると筆者は考える。対話によって、住民（個人と集団）による相互理解と相互育成を進め、内発性を深化することによって普遍的な価値観と思想を追求し、多様な内発性をまとめ上げ、自己実現を図る方策を確立することが必要である。対話による、このまとめ上げる作業は、妥協への作業ではなく無為な寛容であってもならないだ

ろう。内発性を失うことなく活かし、先に記した高度な精神性による人間の自覚という普遍的な価値を求めた積極的な共創であることが重要である。文化財の活用による「普遍内発的観光」にとって、住民組織の内部に「対話」による自己実現の方策の確立が不可欠であると考ええる。

## 6 三つの次元からみた文化財の創造的活用

この対話による共創の目指すべき指針または思想は何か。筆者は約四半世紀前（1979年）に、建築史学の新たな役割を指摘するため、歴史的な地区やものの価値の判断等に、三つの次元からの分析が有効であることについて指摘した<sup>23)</sup>。この分析方法（又は思考方法）は、未だ試論の域を出るものではないが、建築史学の分野だけではなく、物の創造やまちづくり等にも有効であると考えられ、特に、本論考の対象である文化財である歴史的地区の保護や観光のあり方を考察するためにも有効であると考えられる。以下に、この三つの次元の考え方を発展的に整理して概説し、本論でこれまでに行ってきた論考とは別の観点から、文化財の保護における活用や、本来の観光についての意味やあり方について考えてみたい。

### 6.1 三つの次元について

筆者は、人と対峙する物の有様や価値は以下の三つの次元に分けて分析、思考することができると思う。これらの三つの次元はそれぞれが同じ有様や価値として比較できない領域にあり、一つの次元の領域にみられる特質は、全体及び他の次元の有様や価値を表現し得ないと考えられ、存在する物は全てこの三つの次元の側面をもち、三つの次元からそれぞれの特質を明らかにすることによって初めて全体の有様や価値を総体的に捉えることができると考えるものである。三つの次元とは以下の通りである。

第1の次元：物理的・空間的・地理的・構造的・生理学的な領域

第2の次元：感覚的・心理的・意匠的・景観的な領域

第3の次元：文化的・歴史的・意味論的・生活構造的な領域

次に、それぞれの次元について補足的な説明を加えたい。第1の次元は物質としての存在であり、存在を客体として捉えることができる客観領域の概念であり、物の位置や規模、形態などが考えられる。第2の次元は視覚などの人の五感を通した感覚的な認識によるものであり、視覚による景観は勿論であるが、それ以外にも聴覚、味覚等による環境の認識領域などが考えられ、色彩、意匠（デザイン）、音環境などが対象となると考えられる。いずれも、人が主観としてもつ感覚を通した主観領域の概念である。第3

の次元は、人が物との間に時間の中で築かれた歴史や記憶、経験、価値観等による関係性における意味の領域にあって主客未分化の関係を示す概念である。単なる歴史のような抽象的な概念ではなく、人の記憶や経験としての個人史や地域文化、日本文化、意識的なものは勿論であるが無意識の領域の生活構造、集団的無意識の社会構造などが考えられる。

これを例をとって説明すると次のようになる。たとえば、腕にはめている時計を考えると、その価値は、第1の次元として、時計の物理的な性格である材質や軽さ（重さ）、性能、耐久性などが考えられる。また、第2の次元として、色やデザインやその美しさなどが考えられる。材質による感触も第2の次元に入る。第3の次元として、その時計の歴史的な意味、たとえば時計が親の形見であることや思い出の品であるなどの関係が考えられ、これらは目に見えない特質をもつ。

三つの次元の概念は、更に規模の大きな建築物や都市にも当てはめて考えることが可能である。第1の次元から考えられる建築や都市の物理的空間構成、第2の次元から考えられるデザインや景観、第3の次元から考えられる歴史的・文化的な意味や都市構造のもつ暗黙知の生活構造や社会構造等となろう<sup>24)</sup>。

## 6.2 三つの次元からみた文化財の創造的活用と観光

さて、この三つの次元の試論から、文化財の活用と観光のあり方について考えると、次のように考えられる。

一般社会における物づくりから都市づくりまでの歴史は、三つの次元における第1の次元の領域の重視に始まり、より複雑な認識を必要とする第2、第3の次元のそれへと変化して来たと考えられる。それぞれの次元の領域は、単独で成立することはなく、どれも欠くことができず、その重要性においては異なるものではないが、一般的には、視覚等によって確認できる第1の次元の領域の認識は比較的容易であるが、第2、第3へと移るに従って認識すべき対象が抽象的になり認識はより困難になると考えられる。ゆえに、先の時計の例においても、また、建築等においても、まず力学的な構造や機能を満たすことが最低限の必要条件として整えられ、その後、より洗練されたデザインや様式等の考慮がなされて来たと考えられる。そして、さらにより高度な意味や役割が考えられ、多様な文化を考慮した文化的な領域である第3の次元の考察による創作に移行してきたと考えられる。

また、前章までに検討してきたように、これまでの観光地や伝建地区において、第1の次元である交通手段やルート等の物理的な構成の整備は勿論であるが、地域の資源と考えられる自然や歴史を見せる場合にも、これまで多くの場合、主に感動のできる景色や景観等の美しさ等が求められるなど、第2の次元のレベルによる価値の提示方法が主として検討され、第3の次元について伝達しようとするのがあまり検討されて来な

かったといえる。しかしながら、近年、観光においては、エコツーリズムやヘリテイジツーリズム等が提唱され、未だその真に目的とするところは筆者には不詳であるが、第3の次元の価値を伝えようとする取組みの傾向が伺われ、更なる充実が望まれると考える。

今後、本来の観光において重要となるのは、自然や文化の第2の次元である視覚などの感覚的な価値ではなく、第3の次元の、それらを支えている背後の生態系や、それらを構成し成り立たせている背後の文化や構造、技術体系等であると考え。文化財としての伝建地区の事業の推進や活用においても、これまで歴史的景観の伝達を中心に、より整った美しい景観を見せることに多くの努力が払われる傾向があったが、今後は、特に第3の次元である文化的な構成やその意味を伝える努力が必要であると提言したい。本来の伝建制度のもつ内容は、先に説明したように、単なる景観に価値を見出す制度ではなく<sup>25)</sup>、現在を創って来た、そして現在を成り立たせている歴史やその構造に注目し、まちづくりや、それを通したひとつづくりを目指す、保存と活用が一体となった、優れた制度であると考えられる。

第3の次元は人の目に見えることなく捉えがたい特質をもつ。ゆえに、日本の近代化においては、この次元における価値である日本の伝統や歴史的な物の価値を認知することなく捨象し取り壊してきたという歴史をもち、筆者からすれば、現在もなお、そのような価値観は衰えをみせていないと考える。しかし、この第3の次元の存在は、ものの背後にあってそれを支え、人と「もの」、主体と客体の関係を築き、日常生活を支える無意識の規範、精神的構造、生活構造でもあり、われわれの生活にとって極めて重要である。我々はあらゆるものづくりにおいて、この観点を、この第3の次元における価値の創造を忘れてはならないと考える。

また、全体はこれらの三つの次元の領域の価値が融合して価値を創っていると考えられ、文化財の活用はこの三つの存在や関係を伝えるものでなくてはならないと考える。優れた文化財は、この三つの次元を総合的に教えるものでなくてはならないと考える。存在を支える基本的な事項について、何が我々にとって欠けているのか、何が必要で大切なのかを教える思想が必要であり、物事を分析する上で、また、創造する上で、これらの三つの次元における価値を欠けることなく全体的に検討する考えを育むものであってほしいと望むものである。

文化財の活用によって、日本の都市や空間が、単なる構造的な機能空間から良好な景観をもつ視覚空間へ、そして特に、第3の文化的空間への検討が望まれ、そして三つの価値の融合した空間への思考が望まれる。伝建地区における文化財の創造的活用も、またそれによる観光も、特に現在、第3の次元からの考察が重要であるが、この三つの次元から総合的な検討が不可欠であることを最後に強調しておきたい。

## 注

- 1) 文化財保護法の目的に「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」とあり、文化財の保護の為には、その保存と活用が必要なことが謳われている。
- 2) 古社寺保存法（明治30年6月5日制定）。法律の名称から分かるように、社寺の保存のための法律で、特別保護建造物又は国宝の資格のあるものを内務大臣が官報に告示した。
- 3) 最初の報告書は奈良県の『東大寺南大門及昭和修理要録』の修理工事報告書で、昭和5年に発行されている。以後、基本的には解体修理等の根本修理時に修理の記録である報告書が作られるようになり、現在約1600冊以上の報告書が作成されている。
- 4) 『文化財保護制度概説』（和田勝彦、昭和54年8月）には僅かであるが簡単な説明があり、「活用とは、それらのものをただ収蔵、放置するのみでなく、保存に支障のない手法をもって、現代の国民に公開する等の措置を講じ、その有する価値を新しい文化の創造、文化的向上のために発揮させることである」とある。
- 5) 活用については、平成7年に文化政策推進会議報告「新しい文化立国を目指して－文化のための当面の重点課題について－」（平成7年7月26日）及び近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議報告「近代の文化遺産の保存と活用について（建造物分科会関係）」（平成7年10月16日）において、その施策の重要性が指摘されている。平成8年度には文化庁建造物課の防災部門を廃止し、新たに整備活用部門が作られ、以下のような検討が行われた。
  - ① 平成8年12月16日には『重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方（報告）』が作られる。
  - ② 平成10年3月31日には『文化財建造物活用への取組み 建造物活用事例集』（文化庁文化財保護部建造物課）が出される。
  - ③ 同時に前冊子の簡略版であるパンフレット『個性を活かし魅力を引きだす 文化財建造物活用への取組み』（文化庁文化財保護部建造物課）が作成される。
  - ④ 平成11年3月24日には『重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針』（文化庁文化財保護部長裁定）が出される。この指針は「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」を含む。
  - ⑤ 平成12年3月には『文化財建造物保存活用計画 参考事例集』（文化庁文化財保護部建造物課整備活用部門）が作られる。これはに基づき具体的な計画作成の事例をまとめたものである。
  - ⑥ 『文化財建造物を活用しよう－住民参加による文化財建造物の保存活用に向けて－』（文化庁文化財部建造物課）が出される。これは、平成13年度国土交通省地域活性化事業推進費「住民のボランティア活動等を活かした歴史的文化的資源の保存活用と地域活性化に関する調査」報告書の概要版である。
  - ⑦ 平成15年3月に『中山間地域等における歴史的砂防施設の保存活用による地域活性化調査報告』（土木学会、砂防フロンティア整備推進機構）が出され、同年5月に『歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン』（文化庁文化財部建造物課、国土交通省河川局砂防部保全課）が出される。
- 6) しかしながら、近年、本研究に先行して『ヘリテージ・ツーリズムの総合的研究』（国立民族学博物館、2001年）や『文化遺産マネジメントとツーリズムの現状と課題』（同博物館、2004年）などの研究が開始され注目される。
- 7) 明治30年に古社寺保存法ができて以後、昭和4年には国宝保存法が制定され、古社寺以外

の建造物についても保護の対象が拡大された。昭和25年には現在の文化財保護法が制定され、昭和50年には文化財保護法の改正があり、平成8年には登録制度が作られ、文化財の保護の対象については徐々に充実および拡大され、保存修理技術の保存のために選定保存技術の保存の制度ができるなど、保存の手法についても充実が図られてきた。

- 8) 選定保存技術の制度によって、建造物に関わる保存技術についても、木工技術の他、檜皮葺き・こけら葺き・茅葺き、彩色技術、左官技術についての4つの団体が認定され、瓦葺き、建具、鋳り金具などの18人の個人が認定されている（平成16年末現在）。
- 9) 昭和47年に財団法人文化財建造物修理技術協会が設立され、建築の木工技術における国の選定技術保持団体となり、技術者の育成が続けられている。現在は100人以上の専門の技術者が所属する日本最大の団体となっている。このほかに、京都府、奈良県、滋賀県や和歌山県が県に専門の技術者を抱え、技術者の育成にも努力している。
- 10) 前掲注5参照。
- 11) 昭和49年（1974）に日本建築学会に「大正昭和戦前建築調査小委員会」が設けられ、同55年（1980）には全国の明治大正昭和の建物の調査による『日本近代建築総覧』が刊行された。
- 12) 登録文化財の制度は、文化財を活用しながら保存する制度で、許可制ではなく届出を基本とする制度である。外観を変えない場合は勿論、通常望見できる範囲の4分の1以下の変更であれば届出は不要で、目的に合わせた内部及び外観の変更による活用が可能となっている。
- 13) 前掲注5の①参照。
- 14) 文化庁文化財部建造物課から『文化財建造物活用への取組み』建造物活用事例集の第2集が平成16年3月に生まれ、全国の重要文化財及び登録有形文化財である建造物の活用事例についての説明と啓蒙の努力が継続的になされている。
- 15) 前掲注4論文及び『文化財保護法概説』（内田新 著）においても十分な論考がなく明確でない。
- 16) 「創造的」の語は認識論を生命論を結び付けようとした哲学者、アンリ・ベルクソンの「創造的進化」にヒントを得た。
- 17) 前掲注(5)の⑥論文及び「住民参加による文化財建造物の活用」（文化庁文化財部建造物課『文化庁月報』2002年9月号）参照。
- 18) 文化財の創造的活用に則った観光であれば「創造的観光」と表現することも可能であろう。
- 19) 政府は平成22年までに海外からの観光客の数を倍増することを目標に、平成15年4月より観光立国の実現を目指し「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を展開している。
- 20) 近年、文化庁建造物課によって国際観光と文化財の保護についての検討が行われ、以下の報告書等が出されている。  
『国際観光に資する地域資源活性化方策調査報告書』（平成16年3月31日、文化庁文化財部建造物課）、「特集 文化財建造物の保存・活用と観光」（『文化庁月報』、平成16年9月号、文化庁編集）
- 21) 石森秀三『内発的観光開発と自律的観光』（「ヘリテージ・ツーリズムの総合的研究」国立民族博物館調査報告51、2001年、所収）。
- 22) 筆者も、「内発的観光」については、これまで講演において数年前から文化財の活用の方法の一手段として有効であることを説明してきた。
- 23) 江面嗣人「もう一つの建築史」（『歴史的街区の再評価と近代都市及び建築の変革』、昭和54年度日本建築学会秋季大会（関東）研究協議会資料、昭和54（1979）年9月、建築歴史・



意匠委員会、都市計画委員会)において、筆者は三つの次元について初めて発表した。この論文においては、三つの次元について説明するとともに、人と建築の関係を明らかにする第三の次元を明確にすることの重要性と、その一つの方法として建築史学による空間分析が有効であると考え、建築史がそれまでに果たしてきた社会的役割に加えて、建築史の新たなもう一つの社会的役割と可能性があることについて説明をした。

- 24) 近年、考え方や内容は異なるが、歴史的な地区の分析を同様の3つの視点から分析しようとする試みがなされている。宮本雅明『日本の伝統的都市遺産 歴史・空間・景観から見た特質』(「文化遺産マネジメントとツーリズムの現状と課題」国立民族博物館調査報告 51, 2004所収)
- 25) 近年、「景観」を「風景」と言い換えることを提唱する学者が増えている。筆者は景観によって不足した観点を補おうとする同様の傾向とみている。いずれにしても、視覚領域にとどまる概念である。

## 文 献

オスカー・ルイス

- 1970 『貧困の文化』新潮社
- 1970 『ラ・ビータ1』みすず書房
- 1970 『ラ・ビータ2』みすず書房
- 1971 『ラ・ビータ3』みすず書房

ルイ・ワース

- 1938 『生活様式としてのアーバニズム』

マルセル・モース

- 1976 『社会学と人類学Ⅱ』弘文堂

アンリ・ベルクソン

- 1966 『ベルクソン全集4・創造的進化』白水社
- 1961 『世界の名著53, ベルクソン』中央公論社

ジェーン・ジェイコブス

- 1977 『アメリカ大都市の死と生』鹿島出版会

森本和夫

- 1977 「身体と肉体」『理想 メルロ=ポンティ』理想社 No.526

井筒俊彦

- 1983 「意識と本質—精神的東洋を求めて」岩波書店

宮本憲一

- 1989 『環境経済学』岩波書店

鶴見和子

- 1989 「内発的発展論の系譜」鶴見和子・川田 侃編『内発的発展論』東京大学出版会
- 1978 『南方熊楠』(日本民俗文化大系4) 講談社

柳田国男・南方熊楠

- 1976 飯倉照平編『柳田国男 南方熊楠 往復書簡集』平凡社

江面嗣人

- 1979 「もう一つの建築史」(『歴史的街区の再評価と近代都市及び建築の変革』, 昭和54年度

日本建築学会秋季大会（関東）研究協議会資料，建築歴史・意匠委員会，都市計画委員会）

石森秀三

- 2001 「内発的観光開発と自律的観光」石森秀三・西山徳明編『ヘリテージ・ツーリズムの総合的研究』国立民族学博物館調査報告第21号。
- 2001 「21世紀における自律的観光の可能性」石森秀三・真板昭夫編『エコツーリズムの総合的研究』国立民族学博物館調査報告第23号。

西山徳明

- 2001 「自律的観光とヘリテージ・ツーリズム」石森秀三・西山徳明編『ヘリテージ・ツーリズムの総合的研究』国立民族学博物館調査報告第21号。
- 2004 「序文」西山徳明編『文化遺産マネジメントとツーリズムの現状と課題』国立民族学博物館調査報告第51号。

真板昭夫

- 2001 「エコツーリズムの定義と概念形式にかかわる史的考察」石森秀三・真板昭夫編『エコツーリズムの総合的研究』国立民族学博物館調査報告第23号。

宮本雅明

- 2004 「日本の伝統的都市遺産 歴史・空間・景観から見た特質」西山徳明編『文化遺産マネジメントとツーリズムの現状と課題』国立民族学博物館調査報告51号